

岩手県告示第346号

県営特定公共賃貸住宅管理人規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営特定公共賃貸住宅管理人規程の一部を改正する告示

県営特定公共賃貸住宅管理人規程（平成10年岩手県告示第330号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 管理人は、 <u>広域振興局長又は地方振興局長</u> （以下「局長」という。）の職務を補佐するために次に掲げる事務を行う。 (1)～(4) [略]	第4条 管理人は、広域振興局長（以下「局長」という。）の職務を補佐するために次に掲げる事務を行う。 (1)～(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。